

会 議 録

会議名	平成27年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	平成28年1月18日(月) 午前10時00分～午前12時00分		
開催場所	小金井市商工会館2階小会議室		
出席者	委員	濱野智徳、益田あゆみ、小林貢、小林功、藤本裕	
	その他	なし	
	事務局	當麻光弘 経済課長 田嶋隆行 産業振興係長 鈴木富美 産業振興係主任	
傍聴の可否	○可・不可・(一部不可)	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成27年度 第1回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：平成28年1月18日（月）

午前10時00分～

場 所：小金井市商工会館2階小会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出
- (2) 会議録の取扱いについて
- (3) 平成26年度融資あっせん・実行状況について
- (4) 平成27年度融資あっせん・実行状況について
- (5) 平成28年度経営安定化緊急資金の取扱いについて
- (6) その他

3 閉 会

配布資料

- 資料1 小金井市小口事業資金融資あっせん条例・施行規則 抜粋
- 資料2 会議録の取扱いについて
- 資料3 平成26年度あっせん・実行状況集計表
- 資料4 平成27年度あっせん・実行状況集計表
- 資料5 平成28年度の経営安定化緊急資金の取扱いについて
- 資料6 セーフティネット保証5号について
- 資料7 多摩26市の融資制度内容について

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

2 市民部長挨拶

市では今年度、現行の「産業振興プラン」を改定し、これらの計画に基づき、今後も地元産業の更なる活性化に取り組む。小口事業資金融資制度は、市内の中小企業者等の育成を図り、商工業の振興発展に寄与するものであり、本審議会は大切な位置にある。本審議会委員の皆さまへの協力を依頼する旨を述べ、挨拶とした。

3 各委員自己紹介

各委員が自己紹介を行った。

4 会議の成立報告

本日、委員6名中5名の出席であるため、小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、平成27年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告した。

5 議 事

(1) 会長及び副会長の選出

当該職の選出にあたり、経済課長が議事の進行を行い、小金井市小口事業資金融資あっせん条例第7条第6項の規定により、濱野委員を会長に、益田委員を副会長に推薦する意見が出され、出席委員全員が賛成し決定した。以降の議事進行を会長が行うこととなった。

(2) 会議録の取扱いについて

事務局： 別添資料2をもとに会議内容の記録方法と率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のため、発言者名の省略ができることについて説明し、今期の取扱いについて諮った。

従前どおり、会議内容の要点記録とし、発言者名の記載を省略する形式とすることで異議なし。

* 主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

事務局： 内容の確認についても、従前どおり、全委員に議事録の原案を郵送し、修正・加筆をお願いし、了解を得た上で公開することといたしたい。

(3) 平成26年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 別添資料3をもとに、平成26年3月31日現在の平成26年度の申込状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数とあっせん実行件数の説明報告を行った。

(4) 平成27年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 別添資料4をもとに、平成27年12月31日現在の平成27年度の申込状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数とあっせん実行件数の説明報告を行った。

(3)及び(4)の質疑応答は以下の通り。

委員： 世間では、廃業が開業を上回っている状況だが、平成26年度の開業資金の申請は8件2,990万円になっている。平成25年度以前の状況を教えて欲しい。

事務局： 平成25年度の開業資金の申請は5件で1,834万円、平成24年度は12件で5,136万円、平成23年度は6件2,190万円。

委員： 保証料全額補助が終了して、利用者からどのような反応があったか。

事務局： 申請者に対し、平成27年度から保証料の補助が1/2になったことを説明しているが、それほどの大きな反応はみられない。

(5) 平成28年度経営安定化緊急資金の取扱いについて

事務局： 別添資料5をもとに、経営安定化緊急資金融資あっせん制度について説明。制度の1年間延長を検討したい旨の提案を行った。

質疑応答は以下の通り。

* 主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

委員： 他市の動向はどうなっているか。

事務局： 多摩26市中、緊急的な資金のあっせんを行っている市は11市ある。その中でも期間を限定している市は5市あるが、現時点では5市のいずれも来年度の方向性は決まっていない。

委員： 制度の目的が市内事業者の育成であるという観点から、多彩な選択肢はある方がよいので、1年間の延長を希望したい。

会長： 異義がないため、審議会としての意見としては「継続」とし、事務局にて検討をお願いしたい。

(6) その他

ア セーフティネット保証5号について

事務局： 別添資料6をもとに、セーフティネット保証5号の概要及び小金井市における平成27年12月31日現在の認定申請件数等について説明を行った。

イ 中小企業信用保険法の改正について

事務局： 中小企業信用保険法の一部が改正され、平成27年10月1日から特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）が信用保険の対象とされた。このことに伴い、小金井市小口事業資金融資あっせん制度についても利用が可能となったので報告する。市では「特定非営利活動法人サポート利子補給金交付制度」が別にあるが、しばらくの間は、平行して運用して行きたいと考えている。

質疑応答は以下の通り。

委員： NPO法人は、市内にいくつあるか。

事務局： 市内のNPO法人の数は把握していないが、「特定非営利活動法人サポート利子補給金交付制度」の利用は2法人3件となっている。現在までNPO法人からの小口の申請は1件もない。

委員： 現在「特定非営利活動法人サポート利子補給金交付制度」に係る交付申請がなされている融資の償還期限はいつか。

事務局： 直近では平成28年3月で償還が終了する融資がある。一番長いところは、平成31年に償還終了となる。

委員： 償還が終わったタイミング（借替えの時期）に検討したらよいのではないか。

事務局： 利子の面だけで言えば、小口事業資金融資制度を利用した方が負担は少ないが、保証料の負担が新たに出てくるので、借換えなどのタイミングでNPO法人の意向なども聞いた上で検討したい。

委員： 平成31年までに「特定非営利活動法人サポート利子補給金交付制度」の廃止を検討するのであれば、現在利用しているNPO法人の利子補給はどうなるのか。

事務局： 制度を廃止にする場合は、新規融資に係る申請は受けず、既に借入中の方は、返済終了まで利子補給を継続できるよう、経過措置期間を設けた要綱改正をしたいと考えている。

ウ あっせん資金種類の見直しについて

事務局： あっせん資金種類の見直しについて、本日の審議会でご意見を頂き、次回の審議会でも事務局案を提示したい旨を説明。

質疑応答は以下の通り。

委員： 資金種類の追加も可能か。

事務局： 手続き上は可能。

委員： 利用のない大型店対策事業資金・産業振興資金を廃止すれば、別メニューの新設は可能か。

事務局： 予算的な面から言えば、この2つの資金は申請がないことから経費もかかっていないため、メニューの新設につなげられるとは言えない。

委員： 人口が減少傾向の中、創業の支援に力を入れるべきだと考えており、創業メニューを充実して欲しいというのが前提だが、既存の商店・商店街を残すことも市

として力を入れて欲しいので、第二地区の開発が終わるまでの間は、今のメニューを継続して欲しいと考えている。

委員： 大型店対策事業資金・産業振興資金のようなメニューは残せるのであれば残して欲しいが、ずっと利用がないものをいつまでも残しておいて、小口事業資金の活性化が図れるか疑問である。条例の中で、一定の期間の中で利用がないものは廃止するという規定を設けることが可能か。

事務局： そのような条例の作りは難しいと思われる。

委員： 記憶する限り、小口事業資金融資制度では利率の変更しかしていない。予算の問題もあると思うが、他市を見習って内容の充実をして欲しい。

事務局： 事務局では、この制度は更に借りやすい制度・有効に使える制度にしたいと考えている。ただ、予算的な問題もあるため、本審議会でもいただいたご意見等を実現できるよう、できる限り努めて行きたい。

委員： 大型店対策事業資金・産業振興資金については、制度を利用しても、他の資金との差異がない。金利に差をつけたり、保証料の扱いを変更したりすることは可能か。

事務局： 手続き的には可能。ただし、予算的な問題等もあるので、今日のご意見をいただき、検討したいと思う。

委員： 立川市では、女性・若者・シニア世代の創業融資がある。こういった資金を検討してはどうか。NPO法人が多くあるのであれば、NPO法人のための資金も検討してもよいのではないか。複数資金を作るのであれば、0.1パーセントでも金利差があれば、利用があるのではないか。

委員： メニューはいくつかあったほうがよいが、使われていないものがあると、分かりづらい・パンフレットも見づらいという印象があるので、資金廃止を検討し、他の資金に移行してもよいのでは。

会長： 廃止の方向で検討して欲しい、しばらく残して欲しいという意見が半分半分くらいなので、次回、事務局から案を提出してもらいたい。その提案を見て検討したいと思う。

* 主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

できれば、大型店対策事業資金・産業振興資金を廃止した場合と、廃止しない場合の2案を提案してもらいたい。

委員： あっせん制度のパンフレットには今後、NPO法人も利用できる旨を記載することになるのか。

事務局： 今後、記載する予定。

委員： 予算の執行率はどのくらいか。

事務局： 平成26年度の利子補給については、予算940万円に対し、執行額は7,013,407円で執行率は74.6パーセント。

保証料は440万円の当初予算に対し、申請が見込みよりも多かったこともあり、支出済み額が6,587,133円となっている。

会長： 次回は、2年分くらい予算の執行の資料をつけて欲しい。

事務局： 次回から資料として準備する。

6 閉 会

※ 各議題の資料については、図書館本館、議会図書室（小金井市役所本庁舎4階）、情報公開コーナー（小金井市役所第二庁舎6階）にて閲覧できます。